

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 1 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 8 月 2 9 日（木曜日） 午後 2 時 0 0 分から午後 5 時 1 5 分
3 会議の開催場所	下落合コミュニティセンター 第 1 集会室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 2 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 9 月 1 8 日（水曜日） 午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分
3 会議の開催場所	さいたま市役所 地下第 1 会議室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 3 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 9 月 2 0 日（金曜日） 午後 3 時 4 5 分から午後 4 時 4 0 分
3 会議の開催場所	（非公開）
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、吉場委員
5 欠席者名	美和委員
6 議題及び公開又は非公開の別	（議題） さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について （公開又は非公開の別） 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 4 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 3 0 分
3 会議の開催場所	武蔵浦和コミュニティセンター 第 4 集会室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年 政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 5 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 1 月 5 日（火曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 3 0 分
3 会議の開催場所	浦和コミュニティセンター 第 6 集会室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 6 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 1 月 1 1 日 (月曜日) 午後 3 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分
3 会議の開催場所	(非公開)
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、吉場委員
5 欠席者名	美和委員
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 7 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分
3 会議の開催場所	大宮区役所 4 0 4 会議室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 8 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 3 0 分
3 会議の開催場所	浦和コミュニティセンター 第 7 集会室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 1 9 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 2 月 4 日（水曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 9 時 0 0 分
3 会議の開催場所	浦和コミュニティセンター 第 4 集会室
4 出席者名	渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	市川委員長
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	第 2 0 回さいたま市いじめ問題再調査委員会
2 会議の開催日時	令和 6 年 1 2 月 2 0 日（金曜日） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 1 5 分
3 会議の開催場所	浦和コミュニティセンター 第 1 3 集会室
4 出席者名	市川委員長、渡邊委員、美和委員、吉場委員
5 欠席者名	—
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について (公開又は非公開の別) 非公開
7 非公開の理由	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 6 条第 5 項の規定による。
8 傍聴者の数	—
9 審議した内容	さいたま市いじめ問題再調査委員会条例第 2 条に基づく市長の諮問事項について
10 問合せ先	子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課 電話番号：0 4 8－8 2 9－1 7 1 6
11 その他	—